

# 岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程

平成29年3月31日  
保環研第335号の4

## (目的)

第1条 この規程は、岐阜県保健環境研究所（以下「研究所」という。）の研究活動における不正行為に係る調査、審理及び判定に関し必要な事項を定めるものとする。

## (調査の実施)

第2条 研究所の研究活動における不正行為に係る調査については、岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為に関する通報窓口規程（平成29年3月保環研第335号の2）第3条第5項に基づく不正行為に関する通報を受理した時は、予備調査を行うものとする。

## (予備調査)

第3条 予備調査については、岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程第4条第1項に規定する不正行為調査等委員会（以下「委員会」という。）が速やかに行うこととし、研究活動における不正行為に係る可能性の有無を調査するものとする。委員長は、予備調査の実施に当たっては、予備調査チームを設置することができる。

- 2 予備調査チームの構成は、下記の者とする。
  - 一 委員長が指名する部長又は食品安全検査センター長（通報された当該事案に係る者を除く。）
  - 二 その他委員長が指名する者で、当該通報事案に利害関係を有しない者
- 3 予備調査チームは、通報された不正行為が行われた可能性、通報に示された科学的合理的理由の論理性、調査可能性等について予備調査を行い、その結果を委員会に報告する。
- 4 予備調査チームは、関係資料等の隠滅が行われるおそれのある場合には、関係資料等の保全を行うことができる。
- 5 前項の措置をとる場合には、委員長が事前に最高管理責任者の承諾を得るものとする。
- 6 予備調査チームは、当該通報事案が行われていた可能性、通報に示された内容について調査を行い、不正行為の可能性の有無を委員会に報告する。
- 7 委員会は、前項の報告に基づき、原則として通報受理の日から30日以内に本調査を行うか否かを決定し、委員長はその決定を最高管理責任者に報告する。また最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金等の配分機関に対し、調査の要否を通知するものとする。
- 8 前項において、本調査を行わないと決定した場合、委員長は、その旨を理由とともに通報者に対して別紙様式1により通知しなければならない。また予備調査に係る関係資料等については、予備調査チームが保存し、岐阜県情報公開条例に基づき、通報者の求めに応じ開示することができるものとする。
- 9 第6項において、委員長は、不正行為が行われていなかったと判定される場合であって、調査を通じて通報が通報者の悪意に基づくものであることが判明した場合、その旨の認定を行うものとする。
- 10 委員長及び予備調査チームは、予備調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないように十分に配慮しなければならない。

## (本調査)

第4条 本調査については、委員会が行うこととし、研究活動における不正行為に係る審理及び判定を行うものとする。委員会は、本調査を実施する場合には、原則として決定後30日以内に本調査を開始することとし、委員長は本調査の実施に当たり本調査チームを設置する。

- 2 委員長は、本調査を行うときは、その旨を通報者及び被通報者に対して別紙様式2により通知す

るとともに、調査への協力を求めるものとする。これを受けた通報者及び被通報者は、調査に協力しなければならない。また委員長から報告を受けた最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金等の配分機関に対し、調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議するものとする。

- 3 本調査チームの構成は、下記の者とし、半数以上を外部有識者とする。
  - 一 委員長が指名する部長又は食品安全検査センター長(通報された当該事案に関係する者を除く。)
  - 二 総務課管理調整係長
  - 三 その他委員長が指名する者で、当該通報事案に利害関係を有しない者
- 4 本調査チームは、調査に当たっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
  - 一 関係者からの聴取
  - 二 関係資料、帳票類、実験試料等の調査
  - 三 その他調査に合理的に必要な事項の調査等
- 5 本調査チームは、関係資料等の隠滅が行われるおそれのある場合には、関係資料等の保全を行うことができる。
- 6 前項の措置をとる場合には、委員長が事前に最高管理責任者の承諾を得るものとする。
- 7 本調査においては、被通報者に書面又は口頭により弁明の機会を与えなければならない。
- 8 本調査に係る関係資料等については、本調査チームが保存し、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金等の配分機関及び通報者の求めに応じ開示することができるものとする。
- 9 委員会及び本調査チームは、本調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため通報者が特定されないように十分に配慮しなければならない。

#### (審理及び判定)

- 第5条 本調査チームは、調査結果をまとめ、委員会に報告するものとする。
- 2 委員会は、前項の報告について、その内容等を審理し、不正行為の有無について判定する。
  - 3 委員会は、不正行為が行われていなかったと判定される場合であって、調査を通じて通報が通報者の悪意に基づくものであることが判明した場合、その旨の認定を行うものとする。

#### (判定結果の通知及び調査報告)

- 第6条 委員長は、前条第2項の判定を行ったときは、判定結果を最高管理責任者に報告するとともに、速やかに通報者、被通報者に対して別紙様式3により通知するものとする。
- 2 前項の報告を受けた最高管理責任者は、原則として調査開始後150日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究活動における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を取りまとめるとともに、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金等の配分機関に報告するものとする。ただし、当該調査対象の不正行為が「捏造、改ざん及び盗用」のいずれかの場合、最高管理責任者は関連する府省に対しても別紙様式4に示す内容を報告するものとする。
  - 3 最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金等の配分機関の求めに応じ、調査が終了していない場合であっても、調査の中間報告を提出するものとする。

#### (不服申し立て)

- 第7条 被通報者は、第6条第1項の判定の結果に不服がある場合は、判定があつてから30日以内に委員会に対し不服を申し立てることができる。ただし、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。
- 2 不服申し立ての審査は、原則として前項による不服申し立ての受理後30日以内に委員会において行う。
  - 3 被通報者からの不服申し立ての趣旨が、本調査チームの構成等、公正性に係るものであった場合

には、委員会の判断により、本調査チームに代えて委員長が指名した他の者（以下「審査職員」という。）に再調査させることができる。

- 4 委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを決定するものとする。この場合において、不服申し立てが第3条第9項及び第5条第3項の認定に伴う措置等の先送りを目的とするものであると判断した場合は、以後の不服申し立てを受け付けないことができる。
- 5 委員会が、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、当該決定を最高管理責任者に報告するとともに、被通報者及び通報者に通知する。
- 6 前項の報告を受けた最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、判定結果を当該競争的資金等の資金配分機関に報告するものとする。ただし、当該調査対象の不正行為が「捏造、改ざん及び盗用」のいずれかの場合、最高管理責任者は関連する府省に対しても報告するものとする。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定の報告を受けたときも同様とする。
- 7 委員会が、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、当該決定を最高管理責任者に報告するとともに、被通報者及び通報者に通知する。
- 8 委員会が不服申し立てに係る事案の再調査を行う決定をしたときは、速やかに本調査チーム又は審査職員に申し立てに基づく再調査を指示するとともに、当該決定を最高管理責任者に報告し、被通報者及び通報者に通知する。
- 9 本調査チーム又は審査職員は、再調査を開始した場合は、原則として50日以内に、不服申し立てに基づく再調査の結果をまとめ、委員会に報告しなければならない。
- 10 前項の報告を受けた委員会は、速やかにその内容等を審理し、不正行為の有無について再判定しなければならない。
- 11 委員長は、前項の判定を最高管理責任者に報告するとともに被通報者及び通報者に通知する。
- 12 前項の報告を受けた最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金等の資金配分機関に対し、その旨を報告するものとする。ただし、当該調査対象の不正行為が「捏造、改ざん及び盗用」のいずれかの場合、最高管理責任者は関連する府省に対しても報告するものとする。

#### （通報者の不服申し立て）

- 第8条 第3条第9項及び第5条第3項により認定された通報者（被通報者の不服申し立てに係る再調査により認定された者を含む。）は、前条第1項の規定を準用し不服申し立てをすることができる。
- 2 前項の不服申し立てについては、前条の規定を準用し取り扱うものとする。

#### （調査結果の公表）

- 第9条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの報告を受けた場合は、第7条第1項に定める期間経過後、調査結果を公表するものとし、不正行為が行われなかったとの判定について報告を受けた場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。
- 2 第3条第9項及び第5条第3項により悪意に基づく通報との認定があった場合は、最高管理責任者は、判定結果及び悪意に基づく通報と認定した理由を公表するものとする。

#### （調査中における一時的措置）

- 第10条 最高管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された競争的資金等を含む研究費（以下「研究費」という。）の一部又は全部について執行を停止することができる。
- 2 前項において、当該事案に係る被通報者が複数の研究費の交付等を受けている場合も同様とする。

#### （判定後の措置）

- 第11条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの判定があった場合は、直ちに当該不正行為に

係る研究費の使用の中止を命ずるものとする。

- 2 最高管理責任者は、研究所に所属する被通報者について、地方公務員法その他関係規程等に從い対応するほか、当該事案に競争的資金等が配分され、又は配分が予定されているときは、資金配分機関が定める措置に從うものとする。
- 3 最高管理責任者は、研究所に所属する被通報者に対して、不正行為が行われたと判定された論文等の取下げを指示するものとする。
- 4 最高管理責任者は、不正行為が行われたと判定された研究に係る資金の一部又は全部について、資金配分機関等に返還したときは、被通報者に対し、求償することができる。

#### (不正行為が行われていなかったと判定された場合)

第12条 最高管理責任者は、不正行為が行われていなかったと判定された場合は、第10条に規定した執行の停止を解除するものとする。また第3条第4項及び第4条第5項の証拠保全の措置についても同様とする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われていなかったと判定した旨を、委員会の構成員、予備調査チーム、本調査チームその他この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者等の調査関係者に対して周知する。
- 3 最高管理責任者は、不正行為が行われていなかったと判定された者の名誉回復その他の措置及び不利益が生じないための措置を講じることとする。
- 4 研究所に所属する通報者について、通報が悪意に基づくものであることが認定された場合は、最高管理責任者は、地方公務員法その他関係規程等に從い対応する。

#### (守秘義務)

第13条 委員会の構成員、予備調査チーム、本調査チーム及び審査職員その他この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (匿名の通報者への対応)

第14条 第3条第8項、第4条第2項、第6条第1項、第7条第5項、同条第7項及び同条第11項に規定する通報者への通知は、通報者が匿名の場合、これを行わない。

#### (雑則)

第15条 この規程で定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応に関して必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙様式1（第3条第8項関係）

研究活動における不正行為についての通報に基づく本調査について（通知）

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇様

所 属：岐阜県保健環境研究所  
職 名：不正行為調査等委員会委員長  
（統括管理責任者）  
氏 名：  
連絡先：

平成 年 月 日付で研究活動における不正行為についての通報として受理した事案については、下記の理由により本調査を行わないこととしましたので、岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程第3条第8項の規定により、通知します。

記

本調査を行わない理由

別紙様式2（第4条第2項関係）

研究活動における不正行為についての通報に基づく本調査について（通知）

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇様

所 属：岐阜県保健環境研究所  
職 名：不正行為調査等委員会委員長  
（統括管理責任者）  
氏 名：  
連絡先：

平成 年 月 日付で研究活動における不正行為についての通報として受理した事案については、本調査を行うこととし、平成 年 月 日に着手したので、岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程第4条第2項の規定により、通知します。

別紙様式3（第6条第1項関係）

研究活動における不正行為についての通報事案に係る調査結果について（通知）

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇様

所 属：岐阜県保健環境研究所  
職 名：不正行為調査等委員会委員長  
（統括管理責任者）  
氏 名：  
連絡先：

平成 年 月 日付で研究活動における不正行為についての通報として受理した事案については、本調査を終了し、その結果を取りまとめましたので、岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程第6条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

件 名		
本調査の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
調査結果	通報事実の有無	<input type="checkbox"/> ：通報事実あり <input type="checkbox"/> ：通報事実なし
特記事項		

## 別紙様式4（第6条第2項関係）

### 調査結果の報告書に盛り込むべき事項

#### □経緯・概要

- 発覚の時期及び契機（※「告発」の場合はその内容・時期等）
- 調査に至った経緯等

#### □調査

- 調査体制（※調査機関に属さない外部有識者を含む委員会の設置）
- 調査内容
  - ・調査期間
  - ・調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）
  - ・調査方法と手順（例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験観察ノート、生データ等の種資料の精査等〕、関係者ヒアリング、再実験を行った場合はその内容及び結果等）
  - ・調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等

#### □調査の結果（特定不正行為の内容）

- 認定した特定不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）
- 特定不正行為に係る研究者（※共謀を含む。）
  - ①特定不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
  - ②特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
- 特定不正行為が行われた経費・研究課題
  - 〈競争的資金等〉
    - ・制度名
    - ・研究種目名、研究課題名、研究期間
    - ・交付決定額又は委託契約額
    - ・研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
    - ・研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
  - 〈基盤的経費〉
    - ・運営費交付金
    - ・私学助成金
- 特定不正行為の具体的な内容（※可能限り詳細に記載すること）
  - ・手法
  - ・内容
  - ・特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその使途
- 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

#### □調査機関がこれまで行った措置の内容

（例）競争的資金等々の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等

#### □特定不正行為の発生要因と再防止策

- 発生要因（不正が行われた当時の研究所の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）  
（※可能な限り詳細に記載すること）
- 再発防止策